

## 高知県保育士修学資金等貸付事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県保育士修学資金等貸付事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、「保育士修学資金の貸付け等について」（平成28年2月3日付け厚生労働省発雇児0203第3号厚生労働事務次官通知。以下「国実施要綱」という。）及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（平成28年2月3日付け雇児発0203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が実施主体として行う「保育士修学資金等貸付事業」（以下「補助事業」という。）の運営に必要な貸付原資等の経費を対象として、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費、補助基準額及び補助率)

第3条 前条に規定する補助事業の補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 教育長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもののが別表第2に掲げるいづれかに該当すると認めるときを除く。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容及び補助対象経費の配分を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して、教育長の承認を受けなければならないこと。ただし、補助事業の内容及び補助対象経費の配分の変更を行わない補助金額の20パーセント以内の減額を行うときは、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を提出して、教育長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 国実施要綱第10の2の(2)に規定する返還債務の裁量猶予及び第11の(2)に規定する返還債務の裁量免除を行う場合は、その妥当性について教育長の承認を受けなければならないこと。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに、教育長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならぬこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、教育長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (8) 前号の規定により、教育長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 補助事業を中止し、又は廃止した場合は、教育長が別に定めるところにより貸付金の返還金及び中止又は廃止の時点における貸付原資等の残余額の全額に相当する金額を県に返還せることがあること。
- (10) 前号の規定による県への返還金のうち、未貸付金及び事務の運営費については中止又は廃止後直ちに、その後において受け入れた貸付金の返還金については毎年4月30日までに返還しなければならぬこと。
- (11) 国実施要綱及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（平成28年2月3日付け雇児発0203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、行わなければならないこと。
- (12) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (13) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならぬこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （補助金の概算払）

- 第7条 補助金は、教育長が必要があると認めたときは、概算払をすることができるものとする。
- 2 前項の規定に基づき、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を教育長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、事業の廃止を行うまで、毎年度貸付状況等を教育長に報告するものとする。

2 前項の規定に基づく貸付状況等の報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、翌年度4月10日までに提出するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達し得なかったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第6条に違反したとき。
- (5) 第10条の報告をせず、補助事業の内容が確認できないとき。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第13号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第13号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項に規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交

付された補助金については、第6条、第8条、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率
1 保育士修学資金等貸付事業に必要な貸付原資	1 保育士修学資金貸付事業 ①基本額 1人当たり月額 50,000 円以内 ②加算額 上記①の額に、次の額を加算することができる。 ア 入学準備金(貸付初回時) 1人当たり 200,000 円以内 イ 就職準備金(卒業時) 1人当たり 200,000 円以内 ウ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者に係る加算金 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち、貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内	
2 保育補助者雇上費貸付事業	①基本額 1か所当たり年額 2,953,000 円以内 ②加算額 2名以上の保育補助者を雇う場合 1か所当たり年額 2,215,000 円以内	定額 (※)
3 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業	未就学児の保育料の 1/2 ただし、上限 月額 27,000 円	
4 就職準備金貸付事業	①基本額 1人当たり 200,000 円以内 ②加算額 国が別に定める基準に該当する場合 1人当たり 200,000 円以内	
5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1/2 ※ ただし、年額123,000 円以内	

2 上記1の事業 実施に必要な事 務費（人件費、旅 費、需用費（食糧 費を除く。）、役務 費、委託料、使用 料、備品購入費 等）	(1) 基本額 8,990,000円	
---	-----------------------	--

(※) 補助金額は、上記補助基準額と補助対象経費の実支出額のいづれか低い額とする。

## 別表第2（第5条、第6条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。